

障がい児地域交流支援事業 補助団体募集要領

障がいのある子どもと地域の子どもたちとの交流を行う団体に下記の要領で補助をします。

1 応募資格

障がい児と地域の子どもたちとの交流を積極的に行う団体

※注1 障がい児と地域の子どもたちとの交流とは、障がい児とその居住地の子どもたちとの交流事業などをいいます。

※注2 この補助金は、自治会、町内会、NPO法人、その他の任意団体が対象です。（「自治協議会共創補助金」を受給している自治協議会等はこの補助金の対象外です。）

2 応募方法

応募書類に必要事項を記入のうえ、福岡市こども未来局こども発達支援課に提出してください。

3 応募受付期間

随時募集

※事業実施予定の1ヶ月前までに申請をお願いします。

※応募が10団体に達した場合は募集終了となります。

4 応募書類

- (1) 補助金交付申請書様式第1号
- (2) 事業計画書（様式自由）
- (3) 資金計画書・収支予算書
- (4) 団体の活動等について
- (5) 市税の滞納がないことの証明書（市税の納税義務者の場合に限る。）

5 補助金額及び団体数

1団体あたり上限10万円の範囲内で必要額を助成。

10団体程度（予算の範囲内で補助します。）。

※令和7年度中に実施する事業に対して補助を行います。

6 補助の決定

申請書類を審査のうえ決定します。決定の通知は団体代表者に文書で行います。

7 留意事項

提出書類はA4版で作成し、提出してください。申請書類は福岡市ホームページに掲載しております。

8 問い合わせ・応募書類提出先

福岡市こども未来局 子育て支援部 こども発達支援課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号（市役所13F）

TEL：092-711-4178 FAX：092-733-5718 E-mail：hattatsushien.CB@city.fukuoka.lg.jp